

学術研究助成金の申請基準に関する細則

平成29年4月22日制定

1. 応募条件

診療放射線学および診療放射線技術の向上が期待できる優れた着想を持つ研究計画であること。ただし、研究代表者が複数の研究計画の応募に関わることはできない。

2. 助成額

審査結果によって決定するものとし、上限は1研究計画あたり50万円とする。

3. 研究期間

原則1年以内とする。ただし、理事会の承認を受けた場合はこの限りでない。

4. 公募期間

学術研究助成金の公募期間は、毎年10月1日から11月15日とする。

5. 申請方法

学術研究助成金を申請しようとするものは、申請締め切り日までに必要書類を全て日本診療放射線技師会事務局へ提出しなければならない。

6. 審査方法

応募書類に基づき学術教育委員会にて審査を行い、理事会に答申する。また、審査は非公開で行われ、提出された書類は一切返却しない。なお、審査は原則書面審査とするが、内容に疑義がある場合は研究代表者に対して確認を行うことがある。

7. 審査結果の通知

学術研究助成金の審査結果については、申請者へ書面にて通知する。

8. 応募から交付までのスケジュール

- | | |
|---------------|---------|
| (1) 公募開始 | 10月1日 |
| (2) 申請締め切り | 11月15日 |
| (3) 書類審査 | 12月 |
| (4) 交付内定 | 年度末理事会 |
| (5) 交付および研究開始 | 次年度4月1日 |

9. 学術研究における倫理

人を対象とした研究を行う際には、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に従って研

究を遂行すること。

10. 応募の制限

前年度に学術研究助成金を受けた関連学会および関連研究会であって、研究報告書および収支決算報告書を期限までに提出していない関連学会および関連研究会は、学術研究助成金への応募を認めない。